

○松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

令和2年12月18日

条例第80号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 児童発達支援

第1節 児童発達支援（第5条—第55条）

第2節 共生型児童発達支援（第56条—第59条）

第3節 基準該当児童発達支援（第60条—第66条）

第3章 削除

第4章 放課後等デイサービス

第1節 放課後等デイサービス（第77条—第82条）

第2節 共生型放課後等デイサービス（第83条）

第3節 基準該当放課後等デイサービス（第84条—第87条）

第5章 居宅訪問型児童発達支援（第88条—第94条）

第6章 保育所等訪問支援（第95条—第97条）

第7章 多機能型事業所に関する特例（第98条—第100条）

第8章 雑則（第101条・第102条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定通所支援に係る申請者の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によ

り算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

- (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。
- (4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。
- (5) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第77条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第88条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第95条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに松本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（令和2年条例第65号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第82条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス事業等基準条例第135条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス事業等基準条例第149条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス事業等基準条例第164条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス事業等基準条例第176条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス事業等基準条例第190条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス事業等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（指定障害児通所支援事業者の一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市（法第21条の5の5第2項の規定により市以外の市町村が通所給付決定を行う場合にあつては、当該市町村を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する

者との連携に努めなければならない。

- 4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。

## 第2章 児童発達支援

### 第1節 児童発達支援

(基本方針)

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)を行うものでなければならない。

(従業者)

第6条 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所(指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。))が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を置かないことができる。

- (1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)
- (3) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)
- (4) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引<sup>かくたん</sup>その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては、看護職員

2 前項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 嘱託医
- (2) 看護職員
- (3) 児童指導員又は保育士

(4) 機能訓練担当職員

(5) 児童発達支援管理責任者

3 前2項に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

4 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

6 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障が無い場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通わせる児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所にあつては調理員を、規則で定める場合にあつては看護職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医

(2) 児童指導員及び保育士

(3) 栄養士又は管理栄養士

(4) 調理員

(5) 児童発達支援管理責任者

(6) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員

(7) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては、看護職員

2 前項に掲げる従業者の員数の基準及び児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合の従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項に規定する従業者（嘱託医を除く。）は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は規則で定める者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士又は管理栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 第2項に規定する従事者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

5 前2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第9条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。以下この項において同じ。)及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

第10条 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

(1) 発達支援室

(2) 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等

2 発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項各号の設備等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

(1) 発達支援室

(2) 遊戯室

(3) 屋外遊戯場(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)

(4) 医務室

(5) 相談室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 静養室

(9) 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等

- 2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。
- 4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第2項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(重要事項の説明等)

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合又は同条第2項の規定により当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者が提供する契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者と指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を当該通所給付決定保護者に対して通所給付決定を行った市町村に報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(サービス提供拒否の禁止)

第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市(法第21条の5の5第2項の規定により市以外の市町村が通所給付決定を行った場合にあっては、当該市町村を含む。)又は障害児相談支援事業を行う者(第50条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービスの提供が困難である場合の対応)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。)等を勘察し、障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、当該障害児に係る利用申込者に対し、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに、障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市(法第21条の5の5第2項の規定により市以外の市町村が通所給付決定を行った場合にあっては、当該市町村を含む。次項において同じ。)、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対

して適切な援助を行うとともに、市、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第23条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、かつ、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により金銭の支払を求めようとするときは、通所給付決定保護者に対して当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由を記載した書面を交付するとともに、当該通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(金銭の受領等)

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、規則で定める額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定児童発達支援事業者は、第1項から前項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計

額を市（法第21条の5の5第2項の規定により市以外の市町村が通所給付決定を行った場合にあっては、当該市町村）に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した書面を当該通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（取扱方針）

第27条 指定児童発達支援は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切に行われるとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児及びその通所給付決定保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行うとともに、常にその提供する指定児童発達支援の質の改善を図らなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定によりその提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(指定児童発達支援プログラムの策定及び公表)

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児の有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を踏まえて、当該障害児に対する支援を適切に行うことができるよう、当該障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに当該障害児に係る課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、障害児及びその通所給付決定保護者に対して面接を行うとともに、面接の趣旨を当該障害児及びその通所給付決定保護者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメントにより把握した障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、適切な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した児

児童発達支援計画を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援計画には、障害児の家族に対する援助及び指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携についても含めるよう努めなければならない。

- (1) 障害児及びその通所給付決定保護者の生活に対する意向
- (2) 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期
- (3) 障害児の生活全般の質を向上させるための課題
- (4) 第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容
- (5) 指定児童発達支援を提供する上での留意事項
- (6) その他必要な事項

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）により、当該担当者等の意見を聴かなければならない。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児及びその通所給付決定保護者に対して当該児童発達支援計画の内容を説明して、文書により当該障害児及びその通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項及び第9項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上児童発達支援計画を見直し、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、当該障害児の通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、原則として、当該障害児及びその通所給付決定保護者に対し定期的に面接をして、モニタリングの趣旨について十分に説明し、その理解を得た上で行わなければならない。

10 児童発達支援管理責任者は、モニタリングをしたときは、その結果を記録しておかなければならない。

11 第3項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。  
（児童発達支援管理責任者の責務）

第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条の規定による相談及び援助
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(相談等)

第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(支援)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって当該障害児に対する支援を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、当該障害児に対してあらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(食事)

第32条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に通所している障害児に提供する食事は、できる限り変化に富み、及び障害児の健全な発育に必要な栄養を含むものとするとともに、その身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第33条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜通所している障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に通所している障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第34条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る指定児童発達支援事業者は、常に通所している障害児の健康の状況に注意するとともに、当該障害児に対し、通所開始時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、その者に対し規則で定める健康診断が行

われた場合には、規則で定めるところにより、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

2 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る指定児童発達支援事業者は、その指定児童発達支援事業所の従業者が清潔を保持し、健康管理に努めるように留意しなければならない。

3 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第35条 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供を行っている場合において障害児に病状の急変が生じたときその他必要があるときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供している障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を市(法第21条の5の5第2項の規定により市以外の市町村が通所給付決定を行った場合にあっては、当該市町村)に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に対し、この章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第44条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、通所している障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業員及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、風

水害、土砂災害その他自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(衛生管理等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(重要事項の掲示)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該障害児に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず障害児に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### 第47条 削除

(秘密保持等)

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等（以下この項及び次項において「障害児相談支援事業者等」という。）又はこれらの従業者に対し、障害児相談支援事業者等又はこれらの人員が障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等又はこれらの従業者から、当該指定児童発達支援事業者等を障害児又はその家族に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第51条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の2第1項の規定により市町村長（特別区の区長を含む。以下この項及び次項において同じ。）が行う命令又は当該職員からの質問若しくは検査に応じ、及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村長に報告しなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第52条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的な活動と連携すること等により、地域との交流に努めなければならない。

- 2 児童発達支援センターである児童発達支援事業所に係る指定児童発達支援事業者は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校、保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市（法第21条の5の5第2項の規定により市以外の市町村が通所給付決定を行う場合にあっては、当該市町村を含む。）、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第54条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第55条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整

備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第22条第1項の規定による指定児童発達支援の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第36条の規定による通知に係る記録
- (4) 第45条第2項の規定による身体拘束等の記録
- (5) 第51条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第2節 共生型児童発達支援

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第56条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス事業等基準条例第83条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第64条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス事業等基準条例第83条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（同項に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第57条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年条例第78号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第102条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第47号。以下「指定地域密着型サービス事業基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第65条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス事業基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第104条第2項第1号又は指定地域密着型サービス事業基準条例第59条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第65条第1号において同じ。）の面積が規則で定める要件を満たしていること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護（指

定居宅サービス等基準条例第101条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス事業基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第58条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス事業基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス事業基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第66条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年条例第48号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス事業基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス事業基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス事業基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項に規定する登録者をいう。))の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス事業等基準条例第100条に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス事業等基準条例第143条に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス事業等基準条例第158条に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第83条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を規則で定める数以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型

サービス事業基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス事業基準条例第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第66条において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス事業基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。))を登録定員の2分の1から規則で定める数までの範囲内とすること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス事業基準条例第86条第2項第1号若しくは第195条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。))は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条 第5条、第8条、第9条及び第13条から第55条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第59条において準用する第38条」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第59条において準用する第24条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第29条各号列記以外の部分中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第59条において準用する次条」と、第44条第1項中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第59条において準用する第22条第1項」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第59条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第59条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第59条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第59条に

において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

### 第3節 基準該当児童発達支援

(従業者)

第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下この節において「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 児童指導員又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(設備)

第61条 基準該当児童発達支援事業所には、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第62条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第63条 第5条、第8条、第13条から第23条まで、第24条第2項から第5項まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第63条において準用する第38条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第38条第6号」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第63条において準用する次条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第63条において準用する第24条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第63条において準用する次条第1項」と、第29条各号列記以外の部分中「前条」とあるのは「第63条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第63条において準用する次条」と、第44条第1項中「前条」とあるのは「第63条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条

第1項」とあるのは「第63条において準用する第22条第1項」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第63条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第63条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第63条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第63条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第64条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第65条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が規則で定める要件を満たしていること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第66条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第63条(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス事業基準条例第82条第1項又は第191条第1項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス事業等基準条例第105条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス事業等基準条例第147条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス事業等基準条例第162条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第87条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を規則で定める数以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス事業等基準条例第105条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス事業等基準条例第147条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス事業等基準条例第162条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第87条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から規則で定める数までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス事業基準条例第86条第2項第1号又は第195条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サー

ビス事業等基準条例第105条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス事業等基準条例第147条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス事業等基準条例第162条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第87条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業基準条例第82条又は第191条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### 第3章 削除

第67条から第76条まで 削除

### 第4章 放課後等デイサービス

#### 第1節 放課後等デイサービス

（基本方針）

第77条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

（従業者）

第78条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、看護職員を置かないことができる。

- (1) 児童指導員又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者
- (3) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては、機能訓練担当職員
- (4) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては、看護職員

2 前項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 嘱託医
- (2) 看護職員

- (3) 児童指導員又は保育士
- (4) 機能訓練担当職員
- (5) 児童発達支援管理責任者

3 前2項に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

4 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(設備)

第79条 指定放課後等デイサービス事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

(1) 発達支援室

(2) 指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等

2 発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項各号の設備等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第80条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(金銭の受領等)

第81条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第82条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条において準用する第38条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第38条第6号」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第81条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第82条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第29条各号列記以外の部分中「前条」とあるのは「第82条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第82条において準用する次条」と、第44条第1項中「前条」とあるのは「第82条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第82条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第82条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第82条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第82条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第82条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

## 第2節 共生型放課後等デイサービス

(準用)

第83条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第77条及び第81条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第83条において準用する第38条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第38条第6号」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第83条において準用する第81条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条において準用する第81条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第29条各号列記以外の部分中「前条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第83条において準用する次条」と、第44条第1項中「前条」とあるのは「第83条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第83条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第83条において準用

する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第83条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第83条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第83条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

### 第3節 基準該当放課後等デイサービス

(従業者)

第84条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 児童指導員又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

(設備)

第85条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第86条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第87条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第64条から第66条まで、第77条及び第81条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第87条において準用する第38条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第38条第6号」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第87条において準用する第81条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第87条において準用する第81条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第29条各号列記以外の部分中「前条」とあるのは「第87条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第87条において準用する次条」と、

第44条第1項中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第87条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第87条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第87条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第87条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第87条において準用する第53条第2項」と、第64条後段中「この節（前条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）」とあるのは「第4章第3節」と、同条第1号及び第2号中「この条」とあるのは「第87条において準用するこの条」と、第65条後段中「この節（第63条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）」とあるのは「第4章第3節」と、同条第2号及び第3号中「この条」とあるのは「第87条において準用するこの条」と、第66条後段中「この節（第63条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）」とあるのは「第4章第3節」と、同条第5号中「この条」とあるのは「第87条において準用するこの条」と読み替えるものとする。

## 第5章 居宅訪問型児童発達支援

### （基本方針）

第88条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

### （従業者）

第89条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 訪問支援員

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以

下「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

4 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

第90条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(身分を証する書類の携行)

第91条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(金銭の受領等)

第92条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第93条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
  - (7) 緊急時等における対応方法
  - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (9) その他運営に関する重要事項
- (準用)

第94条 第8条、第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第8条中「ただし」とあるのは「ただし、第89条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第93条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第92条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第92条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第94条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第4項第4号中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第29条各号列記以外の部分中「前条」とあるのは「第94条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第94条において準用する次条」と、第44条第1項中「前条」とあるのは「第94条において準用する前条」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第94条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第94条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第94条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第94条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第94条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

## 第6章 保育所等訪問支援

(基本方針)

第95条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者)

第96条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 訪問支援員

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第97条 第8条、第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第90条から第93条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第8条中「ただし」とあるのは「ただし、第96条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第97条において準用する第93条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第97条において準用する第92条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第97条において準用する第92条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第97条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に

係る訪問先施設の担当者等」と、第29条各号列記以外の部分中「前条」とあるのは「第97条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第97条において準用する次条」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第97条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第97条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第97条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第97条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第97条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

## 第7章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第98条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第7条、第78条第1項、第89条第1項及び第96条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「指定児童発達支援事業所（指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第7条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第78条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第89条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第96条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第4項及び第78条第4項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(設備に関する特例)

第99条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第100条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第70条及び第80条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第70条及び第80条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は

指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

- 3 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第70条及び第80条並びに前2項の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う多機能型事業所は、第12条、第70条及び第80条並びに第2項の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 5 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）に係る第2項の規定の適用については、同項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

## 第8章 雑則

（電磁的記録等）

第101条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの（第14条第1項（第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第102条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号のいずれかに該当する者に係る指定通所支援に係る申請者の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

(1) この条例の施行前に児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号。次号において「長野県条例」という。）で定める基準を満たすことにより法第21条の5の3第1項の指定を受けている者

(2) この条例の施行の際現に法第21条の5の15第1項の規定による指定の申請をしている者で、令和3年5月31日までに法第21条の5の3第1項の指定を受けることとなる者（長野県条例で定める基準を満たす場合に限る。）

(松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第59条の20の2各号列記以外の部分中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項」を「松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（令和2年条例第80号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項」に、「指定通所支援基準第4条」を「指定通所支援基準条例第5条」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第78条第1項」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第77条」に改め、同条第1号中「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第6条第1項」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第78条第1項」に改める。

附 則（令和3年3月22日条例第43号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(業務継続計画の策定に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新基準条例」という。）第39条の2（新基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新基準条例第39条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準条例第42条第2項(新基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新基準条例第42条第2項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新基準条例第45条第3項(新基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新基準条例第45条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新基準条例第46条第2項(新基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新基準条例第46条第2項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(指定児童発達支援事業者に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「旧基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者については、同条第1項及び第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(基準該当児童発達支援事業者に係る経過措置)

- 7 この条例の施行の際、現に旧基準条例第60条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、同項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(指定放課後等デイサービス事業者に係る経過措置)

- 8 この条例の施行の際、現に指定を受けている旧基準条例第78条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、同条第1項及び第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(基準該当放課後等デイサービス事業者に係る経過措置)

- 9 この条例の施行の際、現に旧基準条例第84条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、同項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月25日条例第66号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新基準条例」という。）第41条の2（新基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新基準条例第41条の2の規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 3 新基準条例第41条の3第2項（新基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

附 則（令和6年3月6日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第50条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新基準条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従

前の例によることができる。

- 4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「旧基準条例」という。）第7条第2項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧基準条例第7条第2項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新基準条例第27条の2（新基準条例第59条、第63条、第82条、第83条、第87条及び第94条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

附 則（令和7年3月18日条例第21号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。